

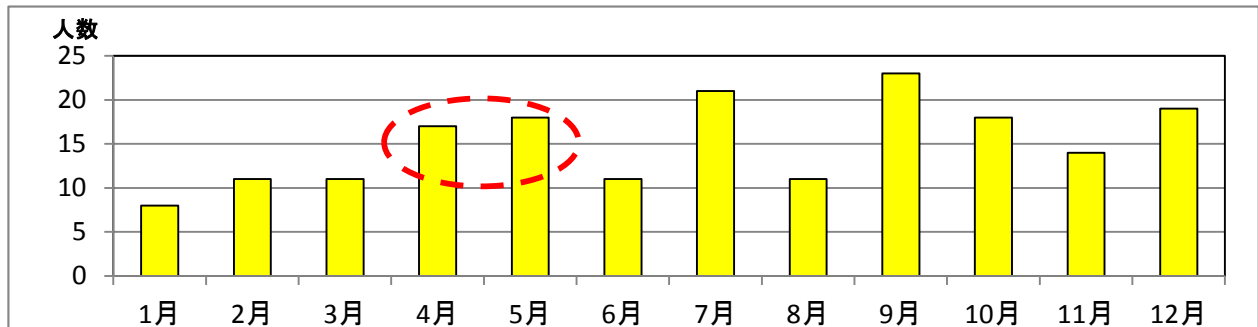
交通事故防止情報

平成28年4月11日

三重県警察

自動二輪車の事故多発シーズン！

【 自動二輪車乗車中の死傷者数の月別推移(三重県・平成27年) 】



※ 自動二輪車は、排気量125CC以下の二輪車(原付車)を除く。

自動二輪車事故の4つの特徴



【やめて！音楽を聴きながらの運転！】

三重県道路交通法施行細則の改正に伴い、平成28年4月1日から、警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等の安全な運転に必要な周囲の音又は声が聞こえないような大音量で、イヤホンやヘッドホン等を利用して音楽やラジオ等を聴きながら車両を運転すると、道路交通法の違反(罰則:5万円以下の罰金)となります。

※ 大音量でカーステレオやラジオを聞くことなども、違反となります。

※ 聴覚が低下した方が補聴器を使用する場合や警察官、消防士などが業務のためにイヤホンを使用する場合は違反となりません。